

別 紙

改正後					現行				
厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0831第6号</u> <u>令和4年8月31日</u>					厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政1007第1号</u> <u>令和3年10月7日</u>				
医療施設等施設整備費補助金交付要綱					医療施設等施設整備費補助金交付要綱				
1～5（略）					1～5（略）				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヘリポート1か所当たり <u>79,442</u> 千円	(略)		(略)		ヘリポート1か所当たり <u>78,345</u> 千円	(略)		(略)
過疎地域等診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	過疎地域等診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
研修医のための研修施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医のための研修施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床研修病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医療拠点病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地医療拠点病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に303千円を乗じた額とする。 (略)	(略)	(略)	(略)	離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に299千円を乗じた額とする。 (略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	<u>1 施設当たり</u> <u>(1) 死亡時画像診断室整</u> <u>備の場合</u> <u>36,608 千円</u> <u>(2) 解剖室整備の場合</u> <u>90,860 千円</u>	(略)	(略)	(略)	死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	<u>次に掲げる基準面積に別</u> <u>表に定める単価を乗じた</u> <u>額とする。</u> <u>基準面積 60 m²</u>	(略)	(略)	(略)
有床診 療所等 スプリ ンクラ 一等施 設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)	有床診 療所等 スプリ ンクラ 一等施 設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
南海ト ラフ地 震に係 る津波 避難対 策緊急 事業	へき地医療拠点病院 <u>282,755</u> 千円	(略)	(略)	(略)	南海ト ラフ地 震に係 る津波 避難対 策緊急 事業	へき地医療拠点病院 <u>278,851</u> 千円	(略)	(略)	(略)
	へき地診療所 <u>16,210</u> 千円	(略)				へき地診療所 <u>15,986</u> 千円	(略)		
院内感 染 対 策 施 設 整 備事業	1 室当たり <u>13,506</u> 千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス 1 万以上)を整備 する場合は <u>30,738</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)	院内感 染 対 策 施 設 整 備事業	1 室当たり <u>13,320</u> 千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス 1 万以上)を整備 する場合は <u>30,314</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)
医 療 施 設 プ ロ ッ ク 堀 改 修 等 施 設 整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	医 療 施 設 プ ロ ッ ク 堀 改 修 等 施 設 整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後				現行			
(注) 1～2 (略)				(注) 1～2 (略)			
6～15 (略)				6～15 (略)			
別 表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)				別 表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)			
施設の名称	種目等	構 造 別	単価	施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一 般 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>170,300</u>	へき地診療所	一 般 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>167,900</u>
		ﾌﾞﾛｯｸ	<u>148,200</u>			ﾌﾞﾛｯｸ	<u>146,200</u>
		木造	<u>170,300</u>			木造	<u>167,900</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>182,300</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>179,800</u>
		ﾌﾞﾛｯｸ	<u>159,200</u>			ﾌﾞﾛｯｸ	<u>157,000</u>
		木造	<u>182,300</u>			木造	<u>179,800</u>
過疎地域等 特定診療所	一 般 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>170,300</u>	過疎地域等 特定診療所	一 般 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>167,900</u>
		ﾌﾞﾛｯｸ	<u>148,200</u>			ﾌﾞﾛｯｸ	<u>146,200</u>
		木造	<u>170,300</u>			木造	<u>167,900</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>182,300</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>179,800</u>
		ﾌﾞﾛｯｸ	<u>159,200</u>			ﾌﾞﾛｯｸ	<u>157,000</u>
		木造	<u>182,300</u>			木造	<u>179,800</u>

別 紙

改正後				現行			
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>	研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>250,000</u>
		ブロック	<u>222,000</u>			ブロック	<u>218,900</u>
		木造	<u>253,500</u>			木造	<u>250,000</u>
へき地保健指導所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>170,300</u>	へき地保健指導所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>167,900</u>
		ブロック	<u>148,200</u>			ブロック	<u>146,200</u>
		木造	<u>170,300</u>			木造	<u>167,900</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>182,300</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>179,800</u>
		ブロック	<u>159,200</u>			ブロック	<u>157,000</u>
		木造	<u>182,300</u>			木造	<u>179,800</u>
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>	臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>250,000</u>
		ブロック	<u>222,000</u>			ブロック	<u>218,900</u>
へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>	へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>224,000</u>
		ブロック	<u>198,300</u>			ブロック	<u>195,600</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>250,000</u>
		ブロック	<u>222,000</u>			ブロック	<u>218,900</u>
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>170,300</u>		医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>167,900</u>
		ブロック	<u>148,200</u>			ブロック	<u>146,200</u>
		木造	<u>170,300</u>			木造	<u>167,900</u>
医師臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>253,200</u>	医師臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>249,700</u>

別 紙

改正後				現行			
研修医環境整備		ブロック	<u>220,800</u>	研修医環境整備		ブロック	<u>217,800</u>
		木造	<u>253,200</u>			木造	<u>249,700</u>
産科医療機関	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>	産科医療機関	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	<u>224,000</u>
		ブロック	<u>198,300</u>			ブロック	<u>195,600</u>
		木造	<u>227,100</u>			木造	<u>224,000</u>
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>253,200</u>		宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>249,700</u>
		ブロック	<u>221,500</u>			ブロック	<u>218,400</u>
		木造	<u>253,200</u>			木造	<u>249,700</u>
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>	分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	<u>224,000</u>
		ブロック	<u>198,300</u>			ブロック	<u>195,600</u>
		木造	<u>227,100</u>			木造	<u>224,000</u>
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>253,200</u>		宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>249,700</u>
		ブロック	<u>221,500</u>			ブロック	<u>218,400</u>
		木造	<u>253,200</u>			木造	<u>249,700</u>
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>死亡時画像診断 システム等施設整備</u>		<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>250,000</u>
(注) 1～3 (略)				(注) 1～3 (略)			

別 紙

改正後	現行
第 1 号様式（略） 第 2 号様式	第 1 号様式（略） 第 2 号様式
番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業名 年度医療施設等施設整備補助金の交付申請書 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 国庫補助申請額 2 事業区分 3 経費所要額調（別紙 1） 4 事業計画書（別紙 2） 5 添付書類 収入支出予算書の抄本 6 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。 申 請 額 金 円（A） 前回までの交付決定額 金 円（B） 差引今回変更増減額 金 円（A）－（B）	番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業名 年度医療施設等施設整備補助金の交付申請書 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 国庫補助申請額 2 事業区分 3 経費所要額調（別紙 1） 4 事業計画書（別紙 2） 5 添付書類 収入支出予算書の抄本

別紙

改正後

第 2 号様式_別紙 1

経 費 所 要 額 調													
補助事業名:													
事 業 区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基 準 額	選 定 額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付（一部取消）申請額	備 考	
	(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(D)-(J)=(K)		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計													

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
- 3 「選定額」欄は、(D) と (E) とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
- (1) 交付要綱 5（交付額の算定方法）(1) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額
- (2) " (2) に掲げる事業・・・(C) と (F) と (G) とを比較してもっとも少ない額
- (3) " (3) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額と (G) とを比較して少ない方の額
- (4) " (4) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と (G) とを比較して少ない方の額
- (5) " (5) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額と (G) とを比較して少ない方の額
- 5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
- (1) 交付要綱 5（交付額の算定方法）(1) に掲げる事業・・・・・・・(H) 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
- (2) " (2) 及び(3) に掲げる事業・・・・(H) 欄に記載された額に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (3) " (4) に掲げる事業・・・・・・・(H) 欄に記載された額
- (4) " (5) に掲げる事業・・・・・・・(H) 欄に記載された額に 3 分の 2 を乗じて得た額
- 6 (J) 欄及び (K) 欄については交付要綱の 9 による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第 2 号様式_別紙 2 ～第 7 号様式（略）

現行

第 2 号様式_別紙 1

経 費 所 要 額 調										
補助事業名:										
事 業 区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基 準 額	選 定 額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備 考
	(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計										

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
- 3 「選定額」欄は、(D) と (E) とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
- (1) 交付要綱 5（交付額の算定方法）(1) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額
- (2) " (2) に掲げる事業・・・(C) と (F) と (G) とを比較してもっとも少ない額
- (3) " (3) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額と (G) とを比較して少ない方の額
- (4) " (4) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と (G) とを比較して少ない方の額
- (5) " (5) に掲げる事業・・・(C) と (F) とを比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額と (G) とを比較して少ない方の額
- 5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
- (1) 交付要綱 5（交付額の算定方法）(1) に掲げる事業・・・・・・・(H) 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
- (2) " (2) 及び(3) に掲げる事業・・・・(H) 欄に記載された額に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (3) " (4) に掲げる事業・・・・・・・(H) 欄に記載された額
- (4) " (5) に掲げる事業・・・・・・・(H) 欄に記載された額に 3 分の 2 を乗じて得た額

第 2 号様式_別紙 2 ～第 7 号様式（略）